

令和2年4月3日

市内障害児通所支援事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う放課後等
デイサービス事業所等の対応について(その3)(通知)

日頃より、本市の障害福祉施策にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月2日付で市教育委員会から、全ての相模原市立小学校、中学校
及び義務教育学校の臨時休業の延長について、別添のとおり通知がありました。

学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業所等(以下「事業所」という。)の
対応につきましては、前月においても厚生労働省や本市からの通知等に基づき行って
いただきましたが、このたびの臨時休業の延長に伴う取扱いにつきましては、次のと
おりといたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国から示される通知や方針の変更等によって、これらの内容についても
変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1 新学期以降の取扱いについて

令和2年2月28日及び4月1日に発出した本市通知の内容は、新学期以降も引
き続き、用いることとします。なお、事業所で児童生徒の受け入れが困難な場合に
学校で児童生徒を受け入れる対応について、春休み期間中は行われておりませんで
したが、新学期以降、再開されますので取扱いにご留意ください。

2 開所時における感染症対策について

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コ
ロナウイルス感染症対策専門家会議)において、「換気の悪い密閉空間にしないため
の換気の徹底」「多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮」「近距離での会話
や大声での発声をできるだけ控える」等、保健管理や環境衛生を良好に保つような取
組を進めていくとともに、咳エチケットや手洗い等の基本的な感染症対策を徹底する
ことが重要であるとの考え方が示されました。

これを踏まえ、事業所におかれましても、利用者の健康観察や事業所内の環境衛生
を良好に保つとともに、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を継続するな
ど、万全の感染症対策を講じていただくようお願いいたします。

3 利用者の定員超過等について

厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日)のとおり、定員を超過して利用者を受け入れた場合でも減算措置を適用しないこととしておりますが、事業所の広さや職員の配置状況等を踏まえ、利用者の安全や良好な環境衛生の確保等に十分配慮いただきますようお願いいたします。

以 上

問い合わせ先

健康福祉局地域包括ケア推進部

福祉基盤課 指定・育成班

042 - 707 - 7046